

警報発表時（暴風・大雨・洪水・大雪）の対応について

岐阜県立坂下高等学校

岐阜地方気象台から、学校が所在する地域、通学する経路の地域、生徒の居住する地域のいずれかに各種警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

- 1 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。
 - (1) 学校が所在する地域（中津川市）に警報が発表されている場合、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。
 - (2) 生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、学校が所在する地域に警報が発表されていない場合、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとする。

- (ア) 始業時刻の2時間前（6時25分）現在、解除されている場合
・・・通常通りの授業を行う。
- (イ) 始業時刻の2時間前（6時25分）以降11時まで解除された場合
・・・解除後2時間を経てから授業を開始する。
- (ウ) 11時現在警報が継続している場合
・・・当日の授業を中止し、家庭学習とする。

ただし、（ア）（イ）の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、または自宅の被害が著しいなどの場合は、登校しなくてもよい。

また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校しなくてもよい。

これらの場合、必ず学校に連絡すること。 坂下高校（0573-75-2163）

- 2 登下校中に通学に関わる地域に警報が発表された場合、次のように対応する。
 - (1) 警報発表を知った時点で、より安全が確保できる場所で待機すること。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。
 - (2) 帰宅した場合や一時避難している場合は、担任又は学校職員へ連絡する。
- 3 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。
 - (1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
 - (2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。
 - (3) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から家庭へ連絡する。
 - (4) 警報等により学校待機になった場合、状況に応じて保護者への引渡し協力を依頼する。
 - (5) 警報解除後に帰宅する場合、自宅へ到着したことを担任又は学校職員へ連絡する。

4 その他

- (1) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。中津川市の警報は防災メールで確認できるので、必ず登録しておくこと。
- (2) 在宅又は登下校中、警報発表や発表が予想される場合は、学校からの学校配信メール(坂高メール)に注意すること。
- (3) 校外での活動：上の1～3に準じた判断をし、以下の通り連絡する。
 - ①修学旅行、校外研修、体験入学などの団体活動→学校から連絡する。
 - ②介護実習、インターシップなどの個別活動→担当教員が連絡する。
 - ③部活動の試合・コンクールなどの部活動→顧問が連絡する。

※引渡しのため来校される場合は、事故防止のため、車の順路を指定させていただきます。
基本的には、校門を入り口として、体育館裏を出口とさせていただきます（下図参照）。

